

入 札 説 明 書

富士吉田市が発注する下記工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公 告 日 令和 7 年 5 月 19 日

2 工 事 名 道の駅富士吉田新築棟建設（建築主体）工事

3 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する共同企業体は、入札参加資格を有することを証明するため、次に従い特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）申請書（様式第 1 号）等、所定の様式はホームページからダウンロードすること。

- ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 2 号）
- ・ 一般競争入札参加資格要件総括表（様式第 3 号）
- ・ 同種又は類似工事の施工実績報告書（様式第 4 号）

請負金額が 1 億円以上の公共工事（建築一式工事）で過去 10 年間に完成・引渡しが行われているものに限り記載すること。ただし、共同企業体による実績は、比率が 30%以上のものとする。記載する工事の施工実績の件数は代表構成員の 1 件とする。

- ・ 配置予定技術者の資格・施工工事経験報告書（様式第 5 号）

代表構成員及びそれ以外の構成員が配置する予定技術者の資格・施工工事経験を記載すること。

施工従事経験は資格審査の参考とするため主な工事の施工従事経験を 1 件記載すること。

（2）その他提出書類

- ・ 様式第 4 号、様式第 5 号について証明するための添付資料として、当該工事の契約書の写し及び配置予定技術者の資格証（写し）を添付すること。契約書等の写しのない実績、経験は、工事の施工実績、配置予定技術者の施工従事経験として認めないので記載しないこと。
- ・ 監理技術者及び主任技術者が正社員であることを証する書類
「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」等の写しとする。

※ ① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

② 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
- 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
- 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」

- ・直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- ・建設業許可の写し
- ・代表構成員への構成員（代表構成員以外）の委任状
- ・誓約書

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出をもって行うものとし、その結果は改めて令和7年6月6日（金）に代表構成員に書面により通知する。

(4) その他

- ア 申請書及び資料の提出期限の日を過ぎての提出は受け付けない。
- イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書及び資料は、当方において公表又は無断で使用することはしない。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え又は再提出は認めない。

4 設計図書等の配付（貸出し）

設計図書等は、入札参加資格審査申請書の提出時、書類等の不備がなければ配付することができるものとする。郵送はしないので直接来庁すること。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 入札参加資格が無いと認められた者は、富士吉田市長に対して入札参加資格が無いと認めた詳細な理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

- ア 提出期限：令和7年6月16日（月）
- イ 提出場所：富士吉田市総務部管財契約課
富士吉田市下吉田六丁目1番1号 TEL0555-22-1111（内線299）
- ウ 提出方法：書面は持参して提出するものとする。

(2) 詳細な理由の説明は、書面を受領した日から3日以内に通知します。

6 入札について

- (1) 郵便入札とします。一般書留、簡易書留もしくは特定記録郵便により郵送または直接持参してください。内封筒表側に、「入札書在中」と明記し、件名、参加者商号又は名称を記載し入札書、工事費内訳書を封かんした上で糊付けし、割印を押印してください。
- (2) 入札書には消費税抜きの金額を記載してください。
- (3) 入札執行回数は、2回までとします。
- (4) 再度入札の場合は提出期限を改めて通知した上で郵便入札とします。
- (5) 同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者でくじを引き、落札候補者を決定します。
会場に参加者がいない場合は後日出席を求めてくじ引きになりますが、出席できない場合は、入札事務に関係ない職員によりくじ引きを行います。

7 入札書の提出について

送付書類	入札書（内封筒に封かん）※工事費内訳書も同封
提出期限	令和7年6月23日（月）午後5時（必着）

8 開札について

開札は下記日程で行います。

日 時	令和 7 年 6 月 24 日（火）午前 9 時
場 所	市役所大会議室

9 入札の無効

次の入札は無効とします。

- （１） 郵便入札の手引きに定めた入札の無効に該当する入札
- （２） 本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- （３） 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- （４） 入札心得等入札に関する条件に違反した入札

10 その他

- （１） 提出した申請書、資料に虚偽の記載をした場合は、「富士吉田市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき、指名停止を行うことがある。
- （２） 入札参加者は、入札心得等を熟読し、これを遵守すること。
- （３） 落札者は、提出書類に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場に配置すること。
- （４） 落札者は、下請等により施工する場合または専門工事を施工する場合は、建設業法を始め関係法令を遵守した施工体制をとるとともに、原則、市内業者を活用すること。

※施工体制台帳の作成及び写しの提出について

施工体制の把握の徹底を図るため、工事毎の元請下請体制がある場合、施工体制台帳の作成とその写しを提出すること。

11 問合せ先

富士吉田市総務部管財契約課

〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目 1 番 1 号 電話 0555-22-1111 内線 299